議案第132号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正概要

1 納期(第9条)について

国民健康保険税の納期については、条例によりその納付回数は9回と定められているが、被保険者(納税者)からは以前より納付回数を増やすことによって1回当たりの負担軽減を図るよう求める意見があり、市議会の質疑の中でも同様の要望があった。納付回数の変更については、現行の「国民健康保険税システム」の機能では新たな費用が発生することなどにより対応できない状況であったが、平成31年4月稼働の新システム導入にあわせて対応が可能となったことから、上記の意見・要望を踏まえ納税環境の改善を図るため条例改正を提案するものである。

| | 現 行(納期9回) | 改正案(納期10回) |
|------|------------|------------|
| 納付時期 | 7月~翌年3月の毎月 | 6月~翌年3月の毎月 |

納期ごとの金額 (例):確定年税額が27万円の場合

| 現 行(納期9回) | 改 正 案 (納期 10 回) |
|------------------------|-------------------------|
| 270,000 円÷9 期=30,000 円 | 270,000 円÷10 期=27,000 円 |

¹回当たりの納付額は3,000円の軽減となる。

※ 阪神各市の納付回数(平成30年度)

| 尼崎市 | 西宮市 | 芦屋市 | 伊丹市 | 川西市 | 三田市 | 宝塚市 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 10回 | 10回 | 9回 | 10回 | 9回 | 9回 | 9回 |

2 国民健康保険税に関する申告(第12条の2)について

第1期の納期限が7月31日から6月30日に変更となることに伴い、保険税申告 書の提出期限を6月30日から5月31日に改める。

今回の改正については、本改正案が議決され次第、早期に広報誌やホームページにて、 制度改正の周知を図る。